博多メディカル専門学校
学　　　則

学校法人　博多学園

博多メディカル専門学校

博多メディカル専門学校学則

第１章　総則

第１条　本校は、臨床工学技士・歯科技工士および歯科衛生士としての必要な知識並びに技能を授けるとともに、健全な社会人としての徳性を涵養することを目的とする。

第２条　本校は、博多メディカル専門学校（以下、本校という）と称する。

第３条　本校は、福岡市博多区千代４丁目３２番１号に置く。

第４条　本校は、学校法人博多学園が設置経営する。

第５条　本校の修業年限は、次のとおりとする。在学年限の限度は、修業年限の２倍の年数とする。

(1) 臨床工学技士科　３年
(2) 歯科技工士科　２年
(3) 歯科衛生士科　３年

第６条　本校の学級編成および収容定員は、次のとおりとする。

科別		医療専門課程		歯科技術専門課程			
		臨床工学技士科		歯科技工士科		歯科衛生士科	
定員および学級数	学年	学級	定員	学級	定員	学級	定員
	１年	１	４０	１	３２	１	５０
	２年	１	４０	１	３２	１	５０
	３年	１	４０	―	―	１	５０

第７条　本校には、下記の教職員を置く。

(1) 校長　１名
(2) 教務主任　３名（各学科１名）
(3) 教員（教務主任を含む）

学科	臨床工学技士科	歯科技工士科	歯科衛生士科
基幹教員	６名以上	４名以上	5名以上
講師	若干名	若干名	若干名

(4) 事務職員　３名以上
(5) 校医　１名

2　校長、教務主任の職務

(1) 校長は、校務をつかさどり所属する教職員を指導監督する。

(2) 教務主任は校長を補佐し、所属学科の教務全般についての企画・運営を行い、所属教員を指導監督する。

3　校長は、校務の円滑な運営のために下記の会議を招集し、これを主宰する。ただし、教務会議については教務主任が招集し、主宰する。

(1) 管理職会議

(2) 校務運営会議

(3) 職員会議

(4) 教務会議

4　上記記載の各会議に必要な事項は、別に定める。

第　２　章　　学科目および単位・授業時間数

第８条　校長はそれぞれの規則に則り、各科において実施する学科目および授業時間を決定する。

2　校長は前項の決定をする場合、各科の教務会議の意見を聴取するものとする。

3　校長は実施した教育課程・学科課程について検討するため、各科の教務会議を少なくとも年１回招集するよう教務主任に命じるものとする。

4　校長が下記各科の課程表以外に必要と認めたときは、随時、課外講義を行うことができる。なお、その評価については、教務会議で総合的に評定する。

5　校長が認めたときは、教育課程・学科課程の範囲内で実施時間および施行日の変更を行うことができる。

6　各科の修得すべき授業科目および単位・時間数は、別表に掲げるとおりとする。

7　各授業科目の単位は、次の各基準による。

(1) 講義および演習については、１５時間から３０時間までの範囲で各科が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実験、実習、実技等については、３０時間から４５時間までの範囲で各科が定める時間の授業をもって１単位とする。

(3) 臨床実習については、４５時間の実習をもって１単位とする。

8　単位の認定については、講義、実習等を必要な時間以上受けていると共に当該科目の内容を修得していることを確認し、校長が認定する。

9　学校教育法に基づく大学、短大もしくは高等専門学校、臨床工学技士法施行規則第１４条各号、歯科技工士法第１４条第１号、第２号および歯科衛生士法第１２条第１号、第２号に規定する学校、文教研修施設もしくは養成所において既に修得した科目については、各科の教務会議において前の学校または養成施設のカリキュラム内容が、本校の該当する養成所指定規則に定められたものとの整合性が確認された場合についてのみ考査を実施し、その結果に基づき免除することができる。

1．医療専門課程　臨床工学技士科（以下、「臨床工学技士科」という。）

教育内容		科目名	授業方法	分野別単位数	科目別単位数	第1学年	第2学年	第3学年	総時間数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	倫理学	講義	15	1	24			24
		社会学	講義		1	24			24
		心理学	講義		1	24			24
		物理学	講義		2	48			48
		数学	講義		2	48			48
		化学	講義		1	24			24
		外国語	講義		3	24	24	24	72
		コミュニケーション論	講義		3	24	24	24	72
		日本語表現法	講義		1	24			24
	小計			15	15	264	48	48	360
専門基礎分野	人体の構造及び機能	解剖生理学	講義	6	4	96			96
		医学演習Ⅰ	演習		1		24		24
		医学演習Ⅱ	演習		1			24	24
	臨床工学に必要な医学的基礎	医療学概論	講義	9	1	24			24
		病理学概論	講義		1		24		24
		臨床生理学	講義		1		24		24
		臨床生化学	講義		1		24		24
		臨床免疫学	講義		1			24	24
		臨床薬理学	講義		1		24		24
		公衆衛生学	講義		1		24		24
		基礎医学実習	実習		1		40		40
		チーム医療論	講義		1			24	24
	臨床工学に必要な理工学的基礎	微分積分学	講義	16	1	24			24
		電磁気学	講義		2	48			48
		工学演習Ⅰ	演習		1	24			24
		工学演習Ⅱ	演習		1			24	24
		基礎工学実習	実習		1	40			40
		電気工学	講義		3	48	24		72
		電気工学実習	実習		1	40			40
		電子工学	講義		3		48	24	72
		電子工学実習	実習		1		40		40
		医用機械工学	講義		2		48		48
	臨床工学に必要な医療情報技術とｼｽﾃﾑ工学の基礎	システム工学	講義	7	1			24	24
		情報処理工学	講義		3	48	24		72
		情報処理工学実習	実習		1	40			40
		医療情報学	講義		1			24	24
		統計学	講義		1			24	24
	小計			38	38	432	368	192	992
専門分野	医用生体工学	医用工学概論	講義	7	2	48			48
		生体物性工学	講義		2		24	24	48
		医用材料工学	講義		1		24		24
		計測工学	講義		1	24			24
		先端技術工学	講義		1			24	24
	医用機器学及び臨床支援技術	医用治療機器学	講義	11	3	24	48		72
		生体計測装置学	講義		3	24	48		72
		医用機器学実習	実習		1			40	40
		臨床支援技術学	講義		2		24	24	48
		臨床支援技術学実習	実習		2		40	40	80
	生体機能代行技術学	生体機能代行装置学Ⅰ	講義	12	2	24	24		48
		生体機能代行装置学Ⅱ	講義		2		24	24	48
		生体機能代行装置学Ⅲ	講義		2		24	24	48
		生体機能代行装置学Ⅳ	講義		1			24	24
		生体機能代行装置学実習	実習		5	40	80	80	200
	医療安全管理学	医療安全管理学	講義	6	4	24	48	24	96
		医用機器安全管理学実習	実習		1			40	40
		リスクマネ-ジﾞメント論	講義		1			24	24
	関連臨床医学	臨床医学総論	講義	8	6	48	72	24	144
		病態治療学	講義		2	24	24		48
	臨床実習	臨床実習	実習	7	7		120	160	280
	その他	臨床工学総論	講義	7	7	24	24	120	168
	小計			58	58	304	648	696	1,648
合計				111	111	1,000	1,064	936	3,000

２． **歯科技術専門課程** 歯科技工士科 （以下「歯科技工士科」という）

教育内容		科目名	分野別単位数	単位数	第1学年		第2学年		総時間数
					講義・演習	実験・実習	講義・演習	実験・実習	
基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活	外国語	6	1			28		28
		造形美術概論		1		45			45
		情報リテラシー		2			19	30	49
		コミュニケーション学		1	25				25
		ビジネス能力		1			19		19
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	歯科技工管理学	4	4	32		32		64
	歯・口腔の構造と機能	歯の解剖学	9	1	16				16
		歯の解剖学 乳歯と永久歯の形態学		4	24	60		30	114
		歯の解剖学 口腔解剖		1	19				19
		歯の解剖学 口腔組織発生学		1	16				16
		顎口腔機能学		2	28	30			58
	歯科材料・歯科技工機器の特徴と加工技術	歯科理工学 無機有機	7	4	54	45			99
		歯科理工学 金属・成形・安全性		3			36	45	81
専門分野	有床義歯技工学	有床義歯技工学総論	19	1	16				16
		印象採得と咬合採得に伴う技工作業		3	32	45			77
		クラスプとバーの製作		4	32	60			92
		有床義歯の製作		10			64	180	244
		有床義歯技工学総合		1			16		16
	歯冠修復技工学	クラウン	13	1	20				20
		ブリッジ		1	16				16
		クラウンとブリッジの製作		9	32	180		72	284
		歯冠修復技工学総合		2			32		32
	矯正歯科技工学	矯正歯科技工学	3	3	28	64			92
	小児歯科技工学	小児歯科技工学	3	3	28	64			92
	歯科技工実習	歯科技工の基本	12	3	16	30	16		62
		臨床歯科技工		5			48	84	132
		全部床義歯の人工歯排列・歯肉形成		2				72	72
		臨床見学		2				64	64
合計			76	76	434	623	310	577	1,944

３．　歯科技術専門課程　　歯科衛生士科（以下、「歯科衛生士科」という。）

学科目			分野別単位数	単位数	第1学年	第2学年	第3学年	総時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	11	2	30			30
		化学		2	30			30
	人間と生活	心理学		2		30		30
		社会学		2	30			30
		英語会話		1		30		30
		歯科英語		1		30		30
		情報処理論		1	40			40
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	6	2	30			30
		組織発生学		1	15			15
		生理学		1	15			15
		生化学		2	30			30
	歯・口腔の構造と機能	口腔組織発生学	5	1	15			15
		口腔解剖学・歯牙解剖学		2	45			45
		歯型彫刻		1	30			30
		口腔生理学		1	15			15
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	6	2	30			30
		薬理学		2	30			30
		微生物学		2	30			30
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	9	3	50			50
		歯科衛生統計		1		30		30
		衛生学・公衆衛生学		2	30			30
		地域保健活動論		1			15	15
		衛生行政		1			15	15
		社会福祉概論		1		15		15
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	1	20			20
		医療倫理学		1	15			15
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	14	1	15			15
		齲蝕治療学		2	20	20		40
		歯周療法学		2	30			30
		歯科補綴学		2	30			30
		口腔外科・歯科麻酔学		2		30		30
		小児歯科学		2	30			30
		矯正歯科学		2		30		30
		歯科放射線学		1		30		30
	歯科予防処置論	歯科予防処置法	8	8	200	80	40	320
	歯科保健指導論	栄養指導	8	2	45			45
		歯科保健指導法		6	80	120	40	240
	歯科診療補助論	歯科材料	11	1	20			20
		臨床検査法		1		45		45
		救急処置実習と心肺蘇生法実習		1		35		35
		医療保険事務		1			30	30
		技工実習		1		30		30
		歯科診療補助法		6	120	80	40	240
	臨地実習 （臨床実習を含む。）	臨地・臨床実習	20	20	45	180	675	900
選択必修分野		日本語表現法	10	1		30		30
		障害者歯科学		1		15		15
		高齢者歯科学		2		30		30
		隣接医学		2		30		30
		摂食機能・口腔機能訓練法		1		30		30
		医療コミュニケーション学		1		30		30
		接遇作法		1	30			30
		手話		1		30		30
合計			110	110	1,195	1,010	855	3,060

第３章　　学年・学期および休業日

第９条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第10条　学年は、２期に区分する。

前　期　　４月１日から９月３０日まで

後　期　　１０月１日から翌３月３１日まで

第11条　休業日は、次のとおりとする。

⑴ 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する日

⑵ 夏期休業日　　７月２１日から８月３１日まで

⑶ 冬期休業日　　１２月２４日から１月７日まで

⑷ 春期休業日　　３月２１日から４月７日まで

⑸ 原則として毎月、第２、第４土曜日（ただし、学校行事を優先する）

⑹ 他に校長が特に定める日

校長が必要と認めたときは、休業日を変更することがある。

第12条　毎週の授業時間数並びに始業および終業の時刻は校長が定める。

第４章　　入学・休学および退学

第13条　入学の時期は、学年始めとする。

第14条　本校に入学出来る者は、学校教育法第９０条第１項に該当する者で、本校所定の選抜試験に合格し、校長が入学を許可した者とする。

２　聴覚等に障がいのある者の入学については、各入学選考委員会等の意見を参考にして校長が決定する。

第15条　入学志願者は所定の書類を取りそろえ、入学検定料をあらかじめ納入した上で、定められた期日内に提出しなければならない。

第16条　入学選抜試験は、該当年度募集要項に基づいて実施する。

２　各年度の募集要項は学則第６条および第１４条に基づいて校長が定める。

３　その他入学選抜についての必要な事項は別に定める。

第17条　入学の許可を受けた者は、指定期日までに保護者および保証人１人を定め、誓約書に身上書、健康診断書および入学志願時に卒業見込証明書を提出した者は卒業証明書を添えて校長に提出し、入学金を納入しなければならない。

２　入学日に許可なく出席しない者は、入学許可を取り消すことがある。

３　第１項に規定する保護者は、父母・兄姉・後見人または近親者であって、独立の生計を営む者であること。また、保証人は、保護者以外で独立の生計を営む者で福岡市内およびその近郊に在住する者であることが望ましい。

４　校長は入学を許可した者について、所定の様式により必要な事項を記入した指導要録を作成するものとする。

指導要録には前記の事項のほか、本人の修学状況を学年ごとに記録して学習指導に供するほ

か、進級、卒業の認定のための資料とする。

第18条　他の学校または養成所から転入学を希望する者がある時は、本校に欠員がある場合のみ転入学試験の上、転入学を許可することがある。その場合の既に修得した科目の単位については、第８条第９項に基づき免除することができる。

転入学の時期は、学年始めとする。

2　本校の学生で、他の学校または養成所に転学を希望する者は、保護者連署の上、詳しく事情を付して申し出るものとする。

3　校長は申し出の事情によっては、転学を認めることができる。

第19条　誓約書および身上書の記載事項に変更等のあった場合は、直ちに校長に届出なければならない。

第20条　学生が欠席する場合は、その理由を付して校長に届出なければならない。

ただし、１週間以上の病気欠席の場合には診断書を添えて、校長に提出しなければならない。

第21条　校長は感染症予防等のために必要と認めた場合には、出席停止を命ずることがある。

2　出席停止に関する事項については、別途定める。

第22条　学生が休学しようとする場合には、休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

ただし、正当な理由なしに休学することはできない。

また、その理由が病気による場合には、診断書を添えなければならない。

2　休学の期間は１年以内とする。ただし、校長が特別の理由があると認める者に対しては、更に１年以内に限り延長することができる。

3　休学期間は、第５条に規定する在学年限には算入しない。

4　休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

第23条　復学を希望するときは、復学願を校長に提出し、校長の許可を受けなければならない。休学の理由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2　復学を認められた者は、原学年に編入する。

第24条　学生が退学するには、退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第５章　進級・卒業・留年

第25条　学科試験は各学年の学期ごと（前期・後期）に実施することを原則とする。ただし、必要のあるときは随時実施する。

第26条　学科試験は、科目ごとに所定の授業の５分の４以上履修していない者は受験することができない。

2　病気やその他やむを得ない事情により前項の履修時間に満たなかった者は、診断書等の提出により審議後、受験資格を与えることがある。

3　その他詳細については、別途定める。

第27条　学科試験の方法は、学科目ごとに筆記試験、実技試験、またはレポート等により行うものとする。

第28条　学科目ごとの試験の成績評価が６０点以上に達した者は、履修した学科目について合格したものと評定する。成績の評定は、次のとおりとし秀・優・良・可を合格とし不可は不合格とする。

(1) 秀　９０点以上
(2) 優　８０点以上９０点未満
(3) 良　７０点以上８０点未満
(3) 可　６０点以上７０点未満
(4) 不可　６０点未満

第29条　疾病その他やむを得ない理由で第２５条に規定する学科試験を受けることができなかった場合には、各科の職員会議で校長が正当であると認めた者に限り、期日を定めて追試験を行うものとする。

2　前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験願に必要事項を記入し、指定の期日までに校長へ提出して許可を受けなければならない。

3　追試験の評価は、６０点以上を合格とする。なお、この場合の当該科目の最終評価については、６０点をもってその者の成績とする。

4　追試験は、原則として１回実施することとし、追試験が不合格の場合は、再々試験を受けることができる。

5　追試験の費用は、別途定める。

第30条　学科試験の成績が不可の場合は、再試験を実施する。

2　再試験を受けようとする者は、再試験願に必要事項を記入し、指定の期日までに校長へ提出して許可を受けなければならない。

3　再試験の評価は、第２９条に準ずる。

4　再試験は、原則として１回実施することとし、再試験が不合格の場合は、再々試験を受けることができる。

5　再試験の費用は、別途定める。

第31条　追試験および再試験が不合格の者に対して再々試験を実施する。

2　再々試験を受けようとする者は、再々試験願に必要事項を記入し、指定の期日までに校長へ提出して許可を受けなければならない。

3　再々試験の評価は、第２９条に準ずる。

4　再々試験は、原則として１回実施することとし、再々試験に不合格となった科目がある場合は、原級留め置きとする。

5　再々試験の費用は、別途定める。

第32条　実習成績の評価は、教育課程に基づいて行う。

2　所定の実習時間の５分の４以上の実習を行っていない者は、その評価を受けることができない。

3　実習成績の評価は、第２８条に規定する学科試験の成績評価に準ずる。

第33条　疾病その他やむを得ない理由で前条第２項に規定する実習評価を受けることができなかった者には、補習実習を行うことがある。

2　補習実習の評価方法については、当該教務主任および実習指導担当教員が協議し、校長が決定する。

第34条　実習成績の評価において不合格の者には、再実習を行うことがある。

2　再実習の評価・方法等については、第３０条の規定を準用する。

第35条　校長は学年ごとに次の各号に該当する者については、各科の職員会議に付して進級を認定する。

(1) 当該学科の出席すべき日数の５分の４以上出席していること。
(2) 当該学年の履修すべき科目の成績評定が可以上であること。
(3) 授業料、その他の諸納付金を完納している者。

第36条　校長は次の各号に該当する者について、各科の職員会議に付して卒業を認定する。

(1) 当該学科の出席すべき日数の５分の４以上出席していること。
(2) 当該学科の履修すべき科目の成績評定が可以上であること。
(3) 授業料、その他の諸納付金を完納している者。
(4) 上記により卒業を認定された者には卒業証書を授与する。
(5) 本校の臨床工学技士科・歯科技工士科・歯科衛生士科を修了した者は、学校教育法第１３１条の２および学校教育法施行規則第１８６条に基づき、専門士と称することができる。

第37条　校長は次の各号に該当する者について、各科の職員会議に付して留年を認定する。

(1) 第３１条の規定により再々試験に合格しなかった者。
(2) 第３４条の規定により進級の認定を受けなかった者。
(3) 第３５条の規定により卒業の認定を受けなかった者。
(4) 留年は同一学年に１回までとする。
(5) 留年した者は、次年度全学科を履修し、その評価を受けなければならない。

第 6 章　学　費

第38条　入学金、授業料、実習費等は、次のとおりとする。学費は、前期、後期と二期に分けて納入することとする。ただし、入学金（入学時のみ）は一括全納とする。

１．臨床工学技士科　（単位：円）

入学金（入学時）	300,000		
区　分	金額（年額）	前　期	後　期
授業料	700,000	350,000	350,000
実習費	350,000	175,000	175,000
施設設備費	100,000	50,000	50,000
合　計	1,150,000	575,000	575,000

２．歯科技工士科　（単位：円）

入学金（入学時）	300,000		
区　分	金額（年額）	前　期	後　期
授業料	600,000	300,000	300,000
実習費	450,000	225,000	225,000
施設設備費	100,000	50,000	50,000
合　計	1,150,000	575,000	575,000

３．歯科衛生士科　（単位：円）

<table>
<tr><td colspan="2">入学金（入学時）</td><td colspan="3">300,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td>金額（年額）</td><td>前　期</td><td>後　期</td></tr>
<tr><td colspan="2">授業料</td><td>470,000</td><td>235,000</td><td>235,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習費</td><td>1 年次</td><td>130,000</td><td>65,000</td><td>65,000</td></tr>
<tr><td>2,3 年次</td><td>260,000</td><td>130,000</td><td>130,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設設備費</td><td>100,000</td><td>50,000</td><td>50,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合　計</td><td>1 年次</td><td>700,000</td><td>350,000</td><td>350,000</td></tr>
<tr><td>2,3 年次</td><td>830,000</td><td>415,000</td><td>415,000</td></tr>
</table>

第39条　所定の学費は、指定期日までに納入しなければならない。納入を怠ったり督促を受けて尚、納入しない時は除籍とする。

第40条　一旦納入した学費は、原則として返還しない。

第７章　賞　罰

第41条　学業品行共優秀で、他の模範とすることの出来る学生は褒賞することがある。

第42条　学生の本分に反し、または学則に違反した行為のあった場合は、之を懲戒する。

２　懲戒は、訓告、停学、退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の１に該当する者に対してのみ行う。

(1) 素行不良で改善の見込みがない者

(2) 疾病または学力劣等等で卒業の見込みがない者

(3) 正当の理由がなく欠席が続く者

(4) 学校の秩序を乱し、その他本校学生としての本分に反した者

第８章　雑　則

第43条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検および評価を行う。

２　前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第44条　健康診断は毎年１回実施し、全員受診しなければならない。

第45条　この学則の施行についての必要な細則は、校長が定める。

附　則

（第２，第４土曜日、休業日の設定及び歯科衛生士科授業料の変更）

平成５年４月１日より施行。ただし、第３２条の規定については、平成５年度入学生から適用する。

附　則

（歯科技工士科、学科課程、時間数の変更）

平成７年４月１日より施行。だだし、平成７年度入学生から適用する。

附　則

（臨床工学技士科、学科課程、時間数の変更）

平成１０年４月１日より施行。

附　則

（専門士の称号授与の追加）

平成１１年３月より施行。

附　　　　　則

（臨床工学技士科、歯科技工士科、歯科衛生士科、授業時間数の変更及び歯科技工士科、歯科衛生士科の学費の一部変更）

平成１４年４月１日より施行。ただし、平成１４年度入学生から適用する。

附　　　　　則

（歯科技工士科の定員及び学級数の変更）

平成１６年４月１日より施行。

（歯科技工士科の専任教員数の変更）

平成１６年４月１日より施行。

（臨床工学技士科授業時間数の変更）

平成１６年４月１日より施行。ただし、平成１６年度入学生から適用する。

附　　　　　則

（主要会議の規程）

平成１７年４月１日より施行。

（臨床工学技士科、歯科衛生士科の単位制の導入及び教育課程の変更、臨床工学技士科、歯科技工士科、歯科衛生士科の学科目評定条件の変更）

平成１７年４月１日より施行。ただし、臨床工学技士科、歯科衛生士科の教育課程変更は平成17年度入学生から適用する。なお、臨床工学技士科、歯科技工士科、歯科衛生士科の学科目評定条件変更は平成１７年度の在籍学生から適用する。

（歯科衛生士科の専任教員数の変更）

平成１９年４月１日より施行。

（転入学における既修得科目の取り扱い）

平成１７年４月１日より施行。

（歯科衛生士科３年課程に伴う、実習費の明記）

平成１７年４月１日より施行。ただし、平成１７年度入学生から適用する。

附　　　　　則

（納付金納入方法の変更）

平成１９年４月１日より施行。ただし平成１９年度の在籍学生から適用する。

附　　　　　則

（第14条　条文の変更、法改正により90条へ変更）

平成１９年１２月２６日より施行。

附　　　　　則

（専門士称号授与）

平成２０年２月２６日より施行。

附　　　　　則

（臨床工学技士科、教育課程（科目名および単位数）の変更）

平成２０年４月１日より施行。ただし平成２０年度入学生から適用する。

（歯科衛生士、教育課程（時間数）の一部変更）

平成２０年４月１日より施行。ただし平成２０年度入学生から適用する。

附　　　　　則

（歯科技工士科の定員変更及び学級数の変更）

平成２１年４月１日より施行。

附　　　　　則

（教職員数の変更）

平成２１年４月１日より施行。

（会議の一部変更）

平成２１年４月１日より施行。

（進級・卒業・留年について変更）

平成２１年４月１日より施行。ただし平成２１年度在学生から適用する。

附　　　　　則

（歯科技工士科の定員変更および学級数の変更）

平成２２年４月１日より施行。

（臨床工学技士科の教育課程（単位数ほか）の一部変更）

平成２２年４月１日より施行。ただし平成２２年度入学生から適用する。

（教職員組織の変更に関する事項）

平成２２年４月１日より一部改正して施行する。

附　　則

（歯科技工士科・歯科衛生士科の教育課程（時間数他）の一部変更）

平成２３年４月１日より施行。ただし平成２３年度入学生から適用する。

（校名変更）

平成２３年４月１日より施行。

（学費の改定）

平成２３年４月１日より一部改正して施行し、平成２３年度の入学生から適用する。

（教職員組織（学科長の廃止）に関する事項）

平成２３年４月１日より一部改正して施行する。

附　　則

（住所変更）

平成２３年９月１日より一部改正して施行する。

附　　則

（専門士称号の付与に変更）

平成２３年１２月２２日より一部改正して施行する。

附　　則

（教職員組織（教務部長の廃止）の変更に関する事項）

平成２４年４月１日より一部改正して施行する。

（様式番号および標記の変更に関する事項）

平成２４年４月１日より一部改正して施行する。

附　　則

（臨床工学技士科の教育課程（単位数ほか）の一部変更）

平成２５年４月１日より施行。ただし平成２５年度入学生から適用する。

（歯科衛生士科の教育課程（単位数ほか）の一部変更）

平成２５年４月１日より施行。ただし平成２４年度入学生から適用する。

附　　則

（歯科衛生士科の教育課程の一部変更）

平成２６年４月１日より施行。ただし平成２６年度入学生から適用する。

附　　則

（歯科技工士科の教育課程（科目名および時間数）の一部変更）

平成２８年４月１日より施行。ただし平成２８年度入学生から適用する。

附　　　　則

（臨床工学技士科の教育課程（科目名および時間数、単位数）の一部変更）

平成３０年４月１日より施行。ただし平成３０年度入学生から適用する。

附　　　　則

（学費の改定）

平成３１年４月１日より一部改正して施行し、平成３１年度の入学生から適用する。

（歯科技工士科の教育課程（科目名及び時間数、単位数）の一部変更））

平成３１年４月１日より施行。ただし、平成３１年度入学生から適用する。

附　　　　則

（臨床工学技士科の教育課程（科目名および時間数、単位数）の一部変更）

令和５年４月１日より施行。ただし令和５年度入学生から適用する。

附　　　　則

（条文の一部変更、および様式の分離）

令和６年４月１日より一部改正して施行する。

（歯科衛生士科の性別による入学者限定の廃止）

令和６年４月１日より施行。ただし令和６年度入学生から適用する。

附　　　　則

（歯科技工士科の教育課程（科目名）の一部変更）

令和７年４月１日より施行。

（教職員組織の変更に関する事項）

令和７年４月１日より一部改正して施行する。

（進級・卒業・留年に関する事項）

令和７年４月１日より一部改正して施行する。

附　　　　則

（歯科衛生士科の教育課程（科目名および時間数、単位数）の一部変更）

令和８年４月１日より施行。ただし令和８年度入学生から適用する。

（教職員組織（副校長の廃止）に関する事項）

令和８年４月１日より一部改正して施行する。

（専門士に関する事項）

令和８年４月１日より施行。ただし令和８年度入学生から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

（学校評価に関する事項）

令和８年４月１日より施行する。